

入所取扱い規程

社会福祉法人 欣彰会

1 目的

この規程は、さいたま市特別養護老人ホーム入退所指針に基づき、特別養護老人ホームの基準を明示する事により、入退所決定過程の透明性・公平性を確保するとともに、施設サービスの円滑な実施に資する事を目的とする。

2 入所対象者

(1) 入所の対象となる者は、要介護3以上の認定を受けている者。

(2) 要介護1又は要介護2の認定を受けている者のうち、やむを得ない事情のある者で次に掲げる特例入所の要件のいずれかに該当する者。

【特例入所の要件】

- ア 認知症である者で、日常生活に支障をきたすような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁にみられる事。
- イ 知的障害・精神障害等を伴い、日常生活に支障をきたすような症状・行動や意思疎通の困難さ等が頻繁にみられる事。
- ウ 家族等による深刻な虐待が疑われる事等により、心身の安全・安心の確保が困難である事。
- エ 単身世帯である、同居家族が高齢又は病弱である等により、家族等による支援が期待できない、かつ地域での介護サービス、生活支援の供給が不十分である事。

3 入所申し込み方法及び入所決定の手続き

(1) 入所申し込み

- ア 入所申し込みは、入所希望者又は家族等が特別養護老人ホーム入所申し込み書を施設に直接提出して行う。又、申し込みの内容に変更が生じた場合は変更を届けるものとする。
- イ 入所を希望する本人が要介護1又は2の認定を受けている場合においては、特例入所の要件に該当し、やむを得ない事情により日常生活を営む事が困難である理由を付記の上申し込む。

(2) 入所申し込みの受付け

- ア 施設は、申込書の受付けに際し、原則として入所希望者又は家族等と面接の上、本人の心身状況を確認する。
- イ 施設は、申込者に対し、この規定に定める入所に関する手続き及び入退所の必要性を評価する基準等について説明を行い、申込書の「説明確認欄」に署名を受ける。
なお、入所を希望する本人が、要介護1又は2の認定を受けている場合には特例入所の要件について説明を行う。

- ウ 施設は、申込書を受付けた場合には、受付簿にその内容を記載し管理する。
- エ 要介護1又は2の認定を受けている者から「特定入所の要件」に該当し、やむを得ない事情により居宅において日常生活を営む事が困難である理由が記載されている場合には、当該申し込み者が要介護1又は2の認定を受けていることをもって申込みを受け付けられない事はない。

(3) 入退所決定の手続き

施設は、入所及び退所に係る事務を処理するために、合議制の入退所判定委員会を設置する。

ア 委員会の構成

委員会は、施設長、相談員、看護職員、介護支援専門員等で構成する、尚委員会には、必要に応じて第三者委員を加えるものとする。

イ 委員会の開催

委員会は、施設長が召集し、必要に応じて開催する。

ウ 委員会の所管事務

委員会は、申込書等に基づいて入退所の必要性を総合的に検討し、特例入所の要件の該当の有無の決定、入所順位及び入所の決定、入所者にかかる退所の検討等を行う。

エ 委員会の議事録

委員会は、協議の内容を記載した議事録及び選考者名簿を整備し、5年間保管する。

オ 説明責任

施設は、申込者又は家族から入所順位の決定等に関して、説明を求められた場合には、その内容について説明しなければならない。

カ 守秘義務

委員は、業務上知り得た申込者及び家族等に係る情報を漏らしてはならない。また、その職を退いた後も同様とする。

(4) 入所順位の評価基準

施設は、必要性の高い順に順位の決定を行う。

ア 本人の状況

イ 介護の必要性

ウ 在宅介護の状況

エ 本人の住所地

尚、この方法で順位付が困難な場合には、更に次の項目を勘案し、順位をつける。

オ 待機期間(長短の順)

カ 年齢(高い順)

(5) 施設の受入体制による調整

施設は次の項目を勘案し、処遇上やむを得ないと判断した場合には順位を調整することができる。

- ア 性別に応じた居室の決定
- イ 認知症に対する施設の受入れ体制
- ウ 医療行為を必要とする場合における施設の受入れ体制

4 入所順位決定の特例

次の場合には、施設長の判断により、例外的に入所順位の決定ができる。

- (1) 老人福祉法第11条第1項第2号の規定に基づく措置入所委託及び措置入所に準ずる緊急的な事案として福祉事務所から入所の依頼がある場合。
- (2) 緊急的な入所の必要性が認められ、委員会を招集する余裕のない場合。
- (3) さいたま市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営の基準等(条例第70号)第23条に定める入所者の入院期間中の取扱いによる場合。

5 退所について

- (1) 委員会は次の入所者の心身の状況や退所後の環境等を十分に検討した上で退所を決定する。
 - ア 要介護状態の改善が認められる場合。
 - イ 平成27年度4月1日以降に入所した者の内、要介護認定で要介護1又は2と認定された場合。
- (2) 委員会は、平成27年4月1日以降に入所しその後要介護認定において要介護1又は2と認定された者のうち、特例入所の要件に該当する場合、継続して入所する事ができる。
- (3) 施設は、医療行為の必要性が増大し、施設での介護が困難である入所者について退所を決定する事ができる。
- (4) 施設は、退所を決定した入所者に対して、速やかに決定を伝え、決定理由を説明しなければならない。
- (5) 退所に関して留意すべき事項
 - ア 入所者や家族の意向
 - イ 心身の機能や健康状態の安定性
 - ウ 家庭における介護力の安定及び介護環境
 - エ 退所後の生活の場や利用できるサービス等情報提供や居宅介護支援を行う者に対する情報提供に努め退所にむけた支援

この規定は、平成29年9月1日から適応する

